

新型コロナウイルス感染症の公費に係る多数回該当の月数の考え方

(新型コロナウイルス感染症に係る一部補助及び全額補助^{※1}の多数回該当のカウントについて)

○ 医療保険単独の場合

新型コロナウイルス感染症以外の疾患で高額療養費の現物給付を受けた回数を多数回該当のカウントに含める。(図1参照)

※ 図1のとおり、令和5年4月診療までの高額療養費の回数を合算し、6月診療が多数回該当となる。5月診療は高額療養費発生月の3月目(特記事項「29区エ」)であり、一部補助の公費で20,000円を負担することとなるが、6月診療は多数回該当(特記事項「34多エ」)となり、44,400円を超える金額が高額療養費になるため、一部補助の負担額は差額の6,800円になる。

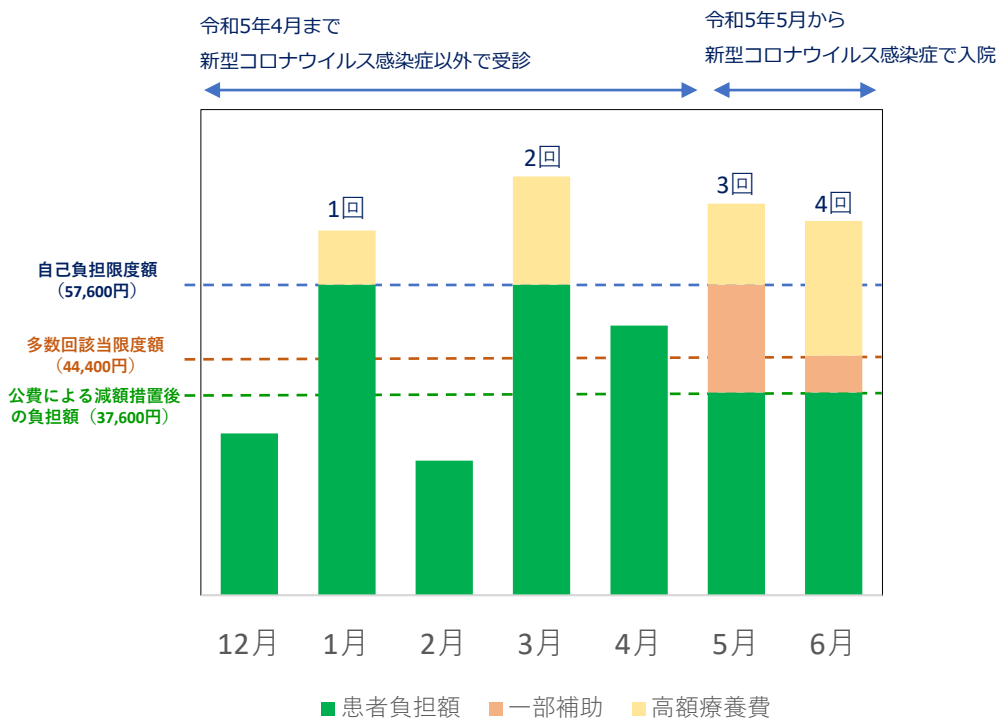


図1. 70歳未満・年収370万以下の患者に一部補助の公費を適用する場合
(医療保険単独の場合)

○ 医療保険と難病等の公費^{※2}の併用の場合

難病等の公費で高額療養費の現物給付を受けた回数は多数回該当のカウントに含めない。(図2参照)

※ 図2のとおり、令和5年4月診療までに難病で受診したときの高額療養費の回数を、新型コロナウイルス感染症の公費の多数回該当のカウントに含めないため、6月診療は多数回該当にならない(特記事項「29区エ」)。5月診療と同様、6月診療も一部補助の公費で20,000円を負担する。

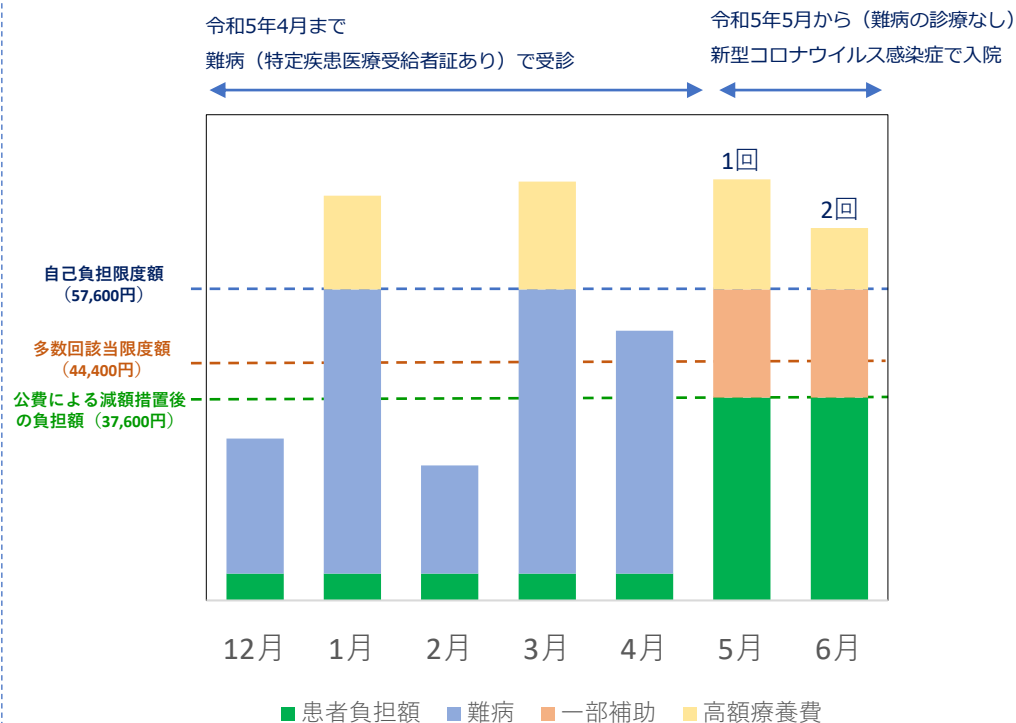


図2. 70歳未満・年収370万以下の患者に一部補助の公費を適用する場合
(令和5年4月まで医療保険と難病の公費を併用した場合)

※1 新型コロナウイルス感染症の入院診療に要した費用の一部補助(公費負担者番号「28***70*」)及び治療薬に要した費用の全額補助(「28***80*」)

※2 特定医療費受給者証、特定疾患医療受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証を掲示した場合